

シンポジウム

自衛隊を憲法に加憲!?

平和への影響は?

市民生活への影響は?

3月26日 (月) 2018年

18:00 ~ 20:00

弁護士会館2階
講堂クレオABC



参加無料 申込不要
どなたでも参加いただけます

御嶽山における噴火に係る災害派遣 陸上自衛隊 HP より引用

青井 未帆

学習院大学大学院法務研究科教授

半田 滋

東京新聞論説兼編集委員

伊藤 真

日本弁護士連合会憲法問題対策本部副本部長

主催：東京弁護士会

共催：日本弁護士連合会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

自衛隊を憲法に加憲！ 平和への影響は？ 市民生活への影響は？

昨年5月3日の安倍・自由民主党総裁の「憲法9条1項・2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という憲法9条改正構想の発案を受け、昨年7月には自由民主党憲法改正推進本部で以下のような加憲条文案が提示されています。

- 9条の2 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。
- 2 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動について国会の承認その他の民主的統制に服する。

現在、政権与党である自由民主党は憲法改正に向けて具体的な改正条項案の検討を進めており、平成30年3月下旬の党大会で決議して、通常国会中に、自衛隊加憲条項を含む具体的な憲法改正案が、国会両院の憲法審査会に提案される可能性があります。

特に、自衛隊加憲案は、日本国憲法にこれまでにない「我が国を防衛するため」という観念を持ち込むものであるため、そのことによって憲法9条1項・2項がどのような影響を受けるのか、憲法の根本規範である恒久平和主義が脅かされることはないのか、市民の人権保障の面においても新たな制限規範となりうるのではないか等、様々な懸念が指摘されています。

更に、国の重要な政策決定に関して初めて行われる直接民主制である国民投票については、法的不備があることは日弁連もかねてより指摘しているところですが、その不備は是正されておらず、市民にも周知されていません。

そこで、これらの問題点について、分かり易く具体的に市民に伝え、ともに考えて行くためにこのシンポジウムを企画しました。

講演

自衛隊加憲の改憲案が憲法に与える影響

青井 未帆 学習院大学大学院法務研究科教授

パネルディスカッション

自衛隊を憲法に加える憲法改正で、何が変わるのか？ 変わらないのか？

パネリスト



青井 未帆

学習院大学大学院法務研究科教授



半田 滋

東京新聞論説兼編集委員



伊藤 真

日本弁護士連合会憲法問題対策本部副本部長

コーディネーター

伊井 和彦

東京弁護士会憲法問題対策センター企画部会長

主催：東京弁護士会

共催：日本弁護士連合会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会

問い合わせ先
東京弁護士会 人権課 03-3581-2205

丸ノ内線「霞ヶ関」駅
B-1b 出口
千代田区霞ヶ関 1-1-3

